

令和元年鞍手町議会第6回定例会会議録（第1号）						
令和元年9月4日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和元年6月5日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和元年6月5日 午後1時34分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 員	8	有 働 徳 仁		9	栗 田 美 和	

職 務 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和元年第6回鞍手町議会定例会議事日程

9月4日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第4 議案第45号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第5 議案第46号 鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第6 議案第47号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第8 議案第49号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第9 議案第50号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第51号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第52号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第53号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第54号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第55号 平成30年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第56号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第57号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第58号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第59号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第60号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 議案第61号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第21 議案第62号 平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第22 議案第63号 平成30年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第23 議案第64号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税免除の額の変更
- 日程第24 議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除
- 日程第25 議案第66号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第88工区）請負契約の締結
- 日程第26 議案第67号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第89工区）請負契約の締結
- 日程第27 議案第68号 鞍手町道路線の変更
- 日程第28 議案第69号 民事調停の申立て

令和元年9月4日（第1日）

開議13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、令和元年第6回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております地方独立行政法人くらて病院の平成30年事業年度に関わる業務実績に関する評価結果の報告書。

平成30年度決算に関わる財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足の比率の報告書。

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略、平成30年度の報告書。

専決処分の報告、ブロック塀・冷房設備対応特例交付金事業 剣北小学校空調設備設置工事請負契約の変更、及び監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情4件はお手元に配布しています。陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において8番議員 有働徳仁議員及び9番議員 栗田美和議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は本日から9月19日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日から9月19日までの16日間に決定しました。

次に、日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり、議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め原案のとおり決定し通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に進みます。

日程第4 議案第45号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第4 議案第45号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第45号は、鞍手町過疎地域自立促進計画の変更であります。

本計画の変更は、過疎地域からの自立促進を推進するため、新たに1つの事業の追加を行うものであります。

具体的には、令和2年度からの鞍手中学校のスクールバス導入に伴い、教育の振興に、事業名(1)学校教育関連施設にスクールバス・ポートを追加し、事業内容に「スクールバス整備事業」を追加するものであります。

以上が、日程第4 議案第45号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第5 議案第46号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第5 議案第46号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第46号は、鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例であります。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を条例で制定するものであります。

以上が、日程第5 議案第46号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第6 議案第47号から日程第9 議案第50号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第6 議案第47号から日程第9 議案第50号までの4件につきまして、一括して、提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第47号は、鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、本年11月5日より住民基本台帳に旧氏が記録出来るようになり、印鑑登録にも旧氏を用いることが出来ることになることから、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第7 議案第48号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例であります。

本条例は、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、これに関連する「鞍手町政治倫理条例」、「鞍手町職員の育児休業等に関する条例」、「公益的法人等への鞍手町職員の派遣等に関する条例」、「鞍手町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」、「鞍手町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」、「鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例」及び「鞍手町職員退職手当支給条例」の7つの条例について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第8 議案第49号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例であります。

本条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、これに関連する「鞍手町名誉町民表彰条例」、「鞍手町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」、「鞍手町職員退職手当支給条例」及び「鞍手町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例」の4つの条例について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第9 議案第50号は、鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の鞍手町総合福祉センター施設等使用料及び鞍手町総合福祉センター勤労者ふれあい棟使用料等を改正する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第6 議案第47号から日程第9 議案第50号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第10 議案第51号から日程第13 議案第54号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第10 議案第51号から日程第13 議案第54号までの4件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第51号は、令和元年度鞍手町一般会計補正予算第3号であります。

本補正予算は、歳出では、3款 民生費においては、国民健康保険基盤安定繰入金等を減額するほか、平成30年度分の障害福祉サービス費等に係る国庫支出金等の返還金の計上及び公立保育所の送迎バス購入費の計上などを行っております。

10款 教育費においては、鞍手中学校のスクールバス購入費と運行業務委託料等の計上及びくらて病院建設に伴い町民グラウンド北側に防球ネット工事費を計上するほか、所要の補正を行っております。

一方、歳入では11款 地方交付税のうち普通交付税の決定により追加補正するほか、事業費予算の増減に伴う15款 国庫支出金及び16款 県支出金の増減補正を、19款 繰入金については、国民健康保険事業特別会計からの繰入金の計上を、20款 繰越金については、平成30年度決算に伴う本年度への繰越金の追加補正を、さらに22款 町債については、歳出で申しあげました公立保育所の送迎バス、鞍手中学校のスクールバスの購入費及び町民グラウンド防球ネット工事費に対する財源として過疎対策事業債の追加を行っております。

そしてこれらの要因により、今回の補正第3号におきまして余剰財源につきましては、歳入側で財政調整基金からの繰入金を7,929万1千円減額することで、補正要因を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ1億906万5千円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ80億6,510万円としております。

次に、日程第11 議案第52号は、令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、国民健康保険税本算定に伴う保険税、保険基盤安定負担金に係る繰入金を減額し、繰越金、基金積立金、諸支出金を追加するもので、これらの増減に伴い県支出金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ1億893万円を追加して、予算総額を、歳入歳出それぞれ18億5,359万2千円としております。

次に、日程第12 議案第53号は、令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、平成30年度の出納閉鎖に伴う滞納繰越保険料及び令和元年度後期高齢者保険料の本算定に伴う現年度保険料並びに前年度繰越金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ85万7千円を減額して、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億7,293万9千円としております。

次に、日程第13 議案第54号は、令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、人件費、前年度繰越金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ233万4千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億3,857万円としております。

以上が、日程第10 議案第51号から日程第13 議案第54号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第14 議案第55号から日程第22 議案第63号までの9件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第14 議案第55号から日程第22 議案第63号までの9件につきましては、平成30年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに公営企業会計の決算認定であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第14 議案第55号は、平成30年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定であります。歳入歳出決算額は、

歳入総額	74億8,355万1,804円
歳出総額	73億4,455万7,844円
差引額	1億3,899万3,960円となっております、この差引額から翌年度へ繰越すべき財源7,966万1千円を差し引いた実質収支額は、5,933万2,960円となっております。

次に、日程第15 議案第56号は、平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 19億6,133万7,944円

歳出総額 18億7,685万220円

差引額と実質収支額は、8,448万7,724円となっております。

次に、日程第16 議案第57号は、平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特

別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 7,994万8,397円、

歳出総額 7,994万8,397円、

差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第17 議案第58号は、平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 2億6,325万9,373円

歳出総額 2億6,176万8,614円

差引額と実質収支額は、149万759円となっております。

次に、日程第18 議案第59号は、平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 52万3,280円、

歳出総額 52万3,280円、

差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第19 議案第60号は、平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 8億5,042万4,758円、

歳出総額 8億3,976万7,718円、

差引額 1,065万7,040円となっております。

この差引額から翌年度へ繰越すべき財源1,026万円を差し引いた実質収支額は、39万7,040円となっております。

次に、日程第20 議案第61号は、平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 1,851万2,670円、

歳出総額 1,851万2,670円、

差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第21 議案第62号は、平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 2億2,117万2,339円

歳出総額 2億2,117万2,339円

差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第22 議案第63号は、平成30年度鞍手町水道事業会計決算認定であります。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、237万4,543円の黒字決算となっております。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、1億2,209万820円の資金不足となりますが、当年度分までの損益勘定留保資金より補填しております。

また、損益計算におきましては、当年度純損失は、298万1,069円となっております。

以上が、日程第14 議案第55号から日程第22 議案第63号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第23 議案第64号及び日程第24 議案第65号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第23 議案第64号及び日程第24 議案第65号につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第23 議案第64号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税免除の額の変更であります。

本議案は、平成30年6月議会におきまして、鞍手町工場等設置奨励に関する条例第4条第2項の規定に基づき、議決をいただいております平成30年度固定資産税の課税免除について、企業1社から課税免除措置を講じていた資産に関し、修正申告書が提出されましたので、平成30年度分の課税免除の額を変更するものであります。

次に、日程第24 議案第65号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、令和元年度分の固定資産税の課税免除申請が、企業1社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

以上が、日程第23 議案第64号及び日程第24 議案第65号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 2 5 議案第 6 6 号及び日程第 2 6 議案第 6 7 号の 2 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第 2 5 議案第 6 6 号及び日程第 2 6 議案第 6 7 号につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 2 5 議案第 6 6 号は、鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事第 8 8 工区請負契約の締結であります。

同事業で行う中山処理分区管渠築造工事第 8 8 工区は、8 月 1 9 日に 7 共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額は、6, 7 7 7 万 3, 2 0 0 円、

工期は、契約の効力の発生の日から令和 2 年 2 月 2 8 日までとして、有泉・三新共同企業体と契約を締結するものであります。

次に、日程第 2 6 議案第 6 7 号は、鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事第 8 9 工区請負契約の締結であります。

同事業で行う中山処理分区管渠築造工事第 8 9 工区につきましても、8 月 1 9 日に 6 共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額は、6, 8 9 5 万 6, 8 0 0 円、

工期は、契約の効力の発生の日から令和 2 年 2 月 2 8 日までとして、藤本・大輝共同企業体と契約を締結するものであります。

以上が、日程第 2 5 議案第 6 6 号及び日程第 2 6 議案第 6 7 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 2 7 議案第 6 8 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第 2 7 議案第 6 8 号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第 2 7 議案第 6 8 号は、鞍手町道路線の変更であります。

認定路線 5 3 8 号 町道泉水線は、平成 2 6 年の泉水団地移設事業に伴い町道に認定致しました。今回の区域変更箇所につきましても当初から「宮若市外二町じん介処理施設組合」より土地の譲渡を受けて町道認定を行う予定でしたが、名義変更等に時間を要しており、本年 5 月 1 0 日に処理が完了しましたので、町道の終点を変更するものです。

なお、この変更に伴い、路線の一部が重複する、認定路線 2 4 5 号、町道蛇山線の終点も併せて区域変更するものです。

以上が、日程第 2 7 議案第 6 8 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第28 議案第69号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第28 議案第69号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第28 議案第69号は、民事調停の申立てであります。

長期にわたり家賃、浄化槽使用料を滞納している町営住宅入居者に対し、再々にわたり、督促・催告及び来庁要請をかけて町営住宅家賃及び浄化槽使用料の納付指導を行い、入居者と分納誓約も締結しましたが、誓約が履行されないことから、入居者と滞納家賃等について最終的な話し合いの場として民事調停を申立てるにあたり、議会の議決を求めるものであります。

以上が、日程第28 議案第69号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日5日から8日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日5日から8日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 13時34分